

# 令和3年度 第1回芽室町都市計画審議会

令和4年2月28日（月）

16:30~17:05

芽室町役場3階 委員会室

## 1 開会

都市経営課長から挨拶

宇野委員欠席

委員5名の参加であり、委員の半数以上の出席があることから会議は成立する。

## 2 委嘱状交付

本来であれば、町長から委嘱状交付となるが新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から、手渡しせず各席にあらかじめ配付している。

## 3 副町長あいさつ

本会は都市計画法に基づく諮問機関。土地利用など町の方向性についてご意見を頂く機関。北海道から権限が移管されてきており、決定等に関してご意見をいただくこともあると思う。今回は諮問内容はないが、都市計画に関する情報共有の場としてご参加いただきたい。（副町長退席）

（委員挨拶）

（事務局挨拶）

## 4 議件

会長決定までの間、都市経営課長が仮議長として進行を行う。

### （1）会長及び職務代理者の専任について

（佐藤課長）資料1。都市計画審議会条例第4条により会長を置く。会長の役割は、会を代表し、会務を総務することと定められており、委員のうちから選挙によってこれを定める。どのような選任方法がよろしいか。

（小椋委員）私から指名推選したい。

（佐藤課長）よろしいか。（了）

(小椋委員) 明瀬委員を推薦したい。

(佐藤課長) その他推薦はないか。(了) ないようなので明瀬委員を会長とすることとしてよろしいか。(了) 委員長は明瀬委員に決定する。この後の進行は明瀬委員長にお願いする。

(明瀬委員長) 職務代理者の専任について。条例に基づき、委員長の指名により決する。青木議員にお願いする。(了)

## (2) 都市計画審議会の役割について

(山田主査) 資料2。芽室町審議会について。審議会は町が定める都市計画について審議するとともに、町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議するため設置。都市経営法においても「市町村は、市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定する。」となっている。審議会に関する事項は条例で定められ、組織する委員は6人で学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

北海道審議会について。北海道が定める都市計画について審議するとともに知事の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議するため設置

資料2の2枚目。都市計画の決定主体について。表のとおり決定権者と関与者が定められており、芽室町が決定権限を持つ案件については、本審議会で審議を行うこととなる。

(明瀬委員長) 意見、質問はあるか。(なし)

## (3) 芽室町の都市計画の概要及び課題について

(山田主査) 資料3。「めむろの都市計画」について、毎年更新、HPで公開している。芽室町の都市計画は、帯広、音更、幕別及び当町の1市3町で形成する帯広圏都市計画の一部である。よって本町の都市計画は、帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や芽室町都市計画マスターplanと整合を図り土地利用、都市施設などの決定を行う。

続いて資料「芽室町の都市計画の課題」について。大きく4つの課題があるが、特に②について、芽室町の東工業団地は高速道路の出入り口からも近く、交通アクセスも良いため企業から進出の問い合わせが多くありますが、現在のところ町として提供できる土地がないため企業進出の妨げとなっている。このことから工業団地の拡大が望まれているが、工業団地の南側は農地の指定を受

けており、これを農地以外に変更することが困難な状況である。町では都市計画担当部局や農地担当部局と連携を図り工業団地拡大を進めていく。

(明瀬委員長) 意見、質問はあるか。

(青木委員) 都市計画の課題④について、私が懸念しているのは、商業地である本通沿いに一般住宅が増えていくのではないかということ。現在も一般住宅が増えており、立地が良く便利な場所であるので、何らかの規制をしなければ今後も一般住宅が増えてくるのではないか。

(佐藤課長) ご指摘の本通周辺は、都市計画の用途地域としては商業地域となっているが、これは一般住宅を排除するものではない区域である。土地所有者の意識として、商業地域である認識はあろうが店舗をなせるか、といった判断の中で住宅地になってきているというのが現状だろうと考える。現在町ではまちなか再生、来年から計画を作っていくと動いているところ。この計画に都市計画の視点から提言していければと思っている。

#### (4) 帯広圏都市交通マスタープランについて

(山田主査) 資料4。都市交通マスタープランとは、交通の実態調査・調査結果の分析を行い都市圏におけるより良い交通施策の在り方を提案するもの。現在の帯広圏都市交通マスタープランは平成19年に北海道と帯広圏で共同して策定。将来像を実現するための方針や施策を展開していくもの。

現在の帯広圏都市交通マスタープランは令和7年の目標時期が近づいていため令和4年度から見直しのための作業に取り掛かる。見直しに当たっては現マスタープラン策定以降の交通における情勢の変化を踏まえて策定を行う。スケジュールについては、令和4年度は交通量観測などの実態調査、令和5年度は調査結果の分析や課題の整理、令和6年度は将来像や方針を設定し、帯広圏都市交通マスタープランの取りまとめを進める。策定の組織体系は予定だが、行政と民間団体で構成する協議会を作ることとしている。

(明瀬委員長) 意見、質問はあるか。

(佐藤課長) 補足。マスタープランの見直しに関する諸調査等は、北海道が主体として行っていくものであり、その活動に当町も帯広圏構成員として協力していく。次年度は現時点では年1回の審議会開催を予定しているが、進捗に応じて都度情報共有していきたいと考えている。

(明瀬委員長) その他質疑等あるか。(なし)

## 5 閉会

(明瀬委員長) 新年度は現時点では年1回の予定とのことだが、諸事課題等あれば隨時招集としたい。その際はぜひ御参加願う。